

犬山市の現状

～ 性的マイノリティに関すること ～

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

運用開始 令和6年4月1日

宣誓者数 2組（令和7年3月1日現在）

制度を利用することができる方

【パートナーシップ】 次の①から⑤までの全てを満たす必要あり

- ① お二人ともが成年（満18歳以上）に達していること
- ② お二人ともが犬山市民であること
または、一方が犬山市民で、他方が3か月以内に犬山市に転入を予定していること
- ③ お二人ともに配偶者がいないこと
- ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップにないこと
- ⑤ 民法に規定する婚姻できない続柄（直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。※パートナーシップにあるお二人の間で養子縁組をしている場合は除く

【ファミリーシップ】 次の①及び②を満たす必要あり

- ① パートナーシップのお二人または一方に未成年のお子さま（養子を含む）がいること
- ② ファミリーシップ対象のお子さまと生計が同じであること

宣誓制度により利用可能となること

参考資料5「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により利用可能となる行政サービス一覧」参照

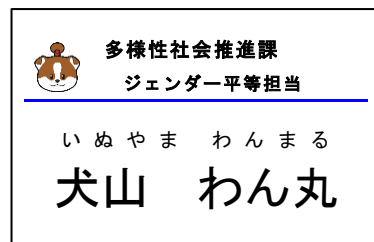
【導入済みの近隣市町では行っていない行政サービス】

- ① 住民票の世帯が同一の場合、「夫（未届）」、「妻（未届）」と選択することができる
- ② 自然災害によるパートナーの死亡時までパートナーシップを形成していた場合、犬山市パートナーシップ宣誓者のパートナーに対する災害弔慰金申請ができる。

性的マイノリティに係る犬山市での取り組みについて

職員の意識啓発に関すること

- ① 職員研修 ⇨ 令和5年12月から年1回（1日2回）開催
- ② 名札のデザイン変更 ⇨ 令和6年5月1日から変更



変更前のデザイン

6色レインボーをデザイン



変更後のデザイン

6色レインボーについて

一般的には6色（赤、オレンジ、黄色、緑、青、紫）が使われています。

赤⇨「生命」 オレンジ⇨「癒し」、
黄色⇨「陽光」、緑⇨「自然」、
青⇨「調和」、紫⇨「精神」

を表しています。

その他

- ① 市内子ども未来園の年長児を対象に、多様性社会推進課職員によるえほんの読み聞かせを実施
- ② 市役所内及び市主要施設にレインボーフラッグ（注1）を設置
- ③ 当事者やALLYグループとの意見交換を実施（月1回）

注1:多様性と包括性を象徴する旗。